

平安後期から鎌倉期における大隅国正八幡宮の禰寝院支配

日隈正守*

(2009年10月27日受理)

The Rule of Syohachimangu in Osumi province from Heian latter term to Kamakura term

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、禰寝院成立の経緯と禰寝院南侯が大隅国一宮である大隅国正八幡宮の社領化した理由について考察した。その結果禰寝院は一一世紀中頃大隅国内の郡郷制改編の中で形成された事、禰寝院南部を姻戚関係で領有した建部氏は、領主支配の脆弱制を補強する目的で禰寝院南部を大隅国正八幡宮に寄進した事、この寄進は同時に交易利潤の獲得を意図した大隅国正八幡宮の意図とも一致していた事等を解明した。また大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配のあり方を考察し、政所を介した支配のみではなく、当該地域の寺社を大隅国正八幡宮の擬制的末寺・末社に組織化した宗教的支配も行われていた事を明らかにした。

キーワード 禰寝院南侯 建部氏 大隅国正八幡宮 島津荘 寺田・小神田

はじめに。

大隅国一宮である大隅国正八幡宮は、大隅国桑原郡（後に桑西郷）に鎮座していた⁽¹⁾。大隅国正八幡宮は、大隅国内の半分近くを社領化していた。大隅国正八幡宮の社領は、大隅国正八幡宮や大隅国衙に比較的近い地域に分布していた⁽²⁾。

大隅半島先端部は大隅郡の領域に含まれ、平安後期には禰寝院南侯の領域となった。禰寝院南侯は、大隅国正八幡宮の社領となっていた。大隅国正八幡宮から遠く離れているにもかかわらず、禰寝院南侯は大隅国正八幡宮領となっていた⁽³⁾。今まで大隅国正八幡宮が禰寝院南侯を社領化した理由や禰寝院南侯の支配形態については、部分的に触れた論考はあるが⁽⁴⁾、専論は無い。

本稿では、大隅国正八幡宮から遠く離れていた禰寝院南侯が大隅国正八幡宮の社領化した経緯と大隅国正八幡宮が禰寝院南侯を社領化した理由をまず第一章で考察し、第二章では大隅国正八

* 鹿児島大学教育学部 教授

幡宮の禰寝院支配体制について考察していきたいと思う。

第一章 禰寝院の形成と大隅国正八幡宮の社領化。

本章では、禰寝院の形成過程と禰寝院南俣の大隅国正八幡宮の社領化の経緯について考察していく。第一節では郡郷制の改編により禰寝院が形成される過程について考察し、第二節では禰寝院の北俣・南俣への分裂過程と禰寝院南俣の大隅国正八幡宮の社領化の経緯について検討していく。

第一節 禰寝院の形成過程。

本節では、禰寝院の形成過程について考察していく。律令国家の時期大隅半島先端部は、大隅国肝属郡及び大隅郡の領域であった⁽⁵⁾。大隅国肝属郡及び大隅郡が改編されて禰寝院が成立する時期は、一一世紀半ば頃であると考えられる⁽⁶⁾。ここで大隅国の中で肝属郡及び大隅郡の位置を示す図を図表①、禰寝院の位置を示す図を図表②として示す。

禰寝院の存在を示す最古の史料は、治暦五年（一〇六九）正月二九日付藤原頼光所領配分帳写である。治暦五年正月二九日付藤原頼光所領配分帳写を史料①として掲げる⁽⁷⁾。

史料①

（端裏書）

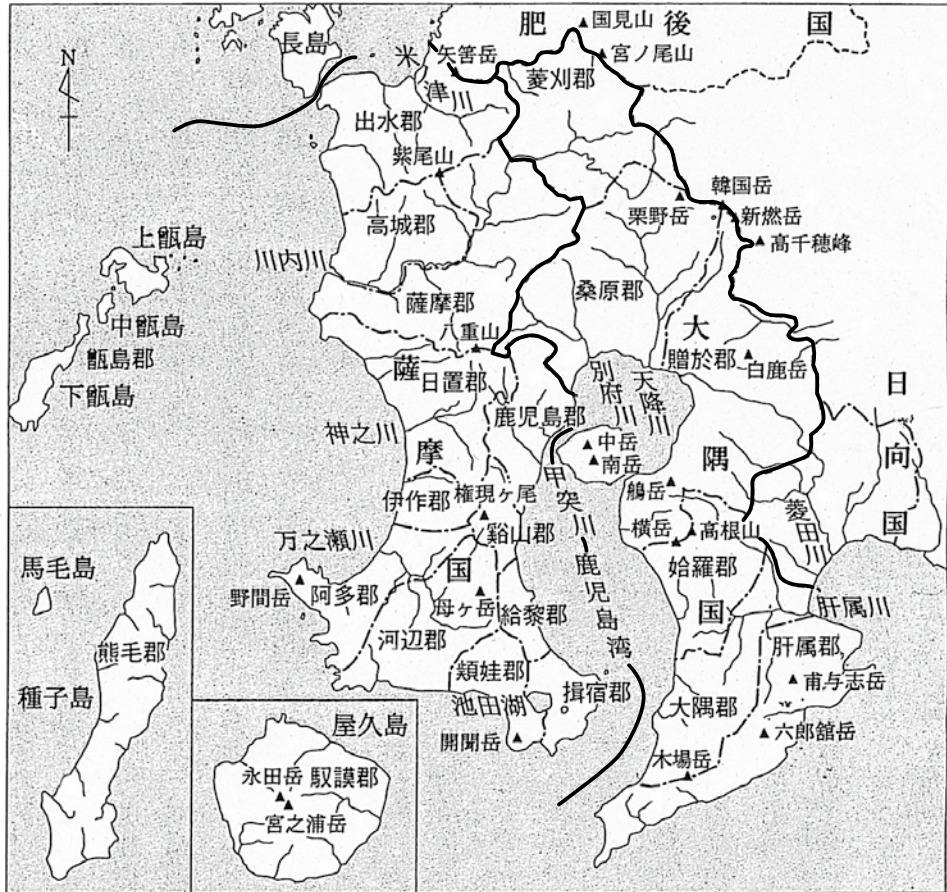
「頼光所領配分帳案文治暦五年正月廿九日」

謹辭

宛行所領田畠等事

- 一、頼経宛給 （良カ）
 禰寝院内参村，大祢寝，濱田，大始娘，
 桑東郷 田畠者，在坪付抄帳，
- 一、頼利宛給
 贈雄郡所領田畠者，在坪付抄帳，
- 一、権大掾頼貞宛給
 禰寝院内 参村，田代，志天利，佐多，在坪付抄帳，
- 一、女子宛給
 小川院所領田畠者，在坪付抄帳，
- 一、弟頼重宛給
 吉田院所領田畠者，在坪付抄帳，
- 一、弟女宛給

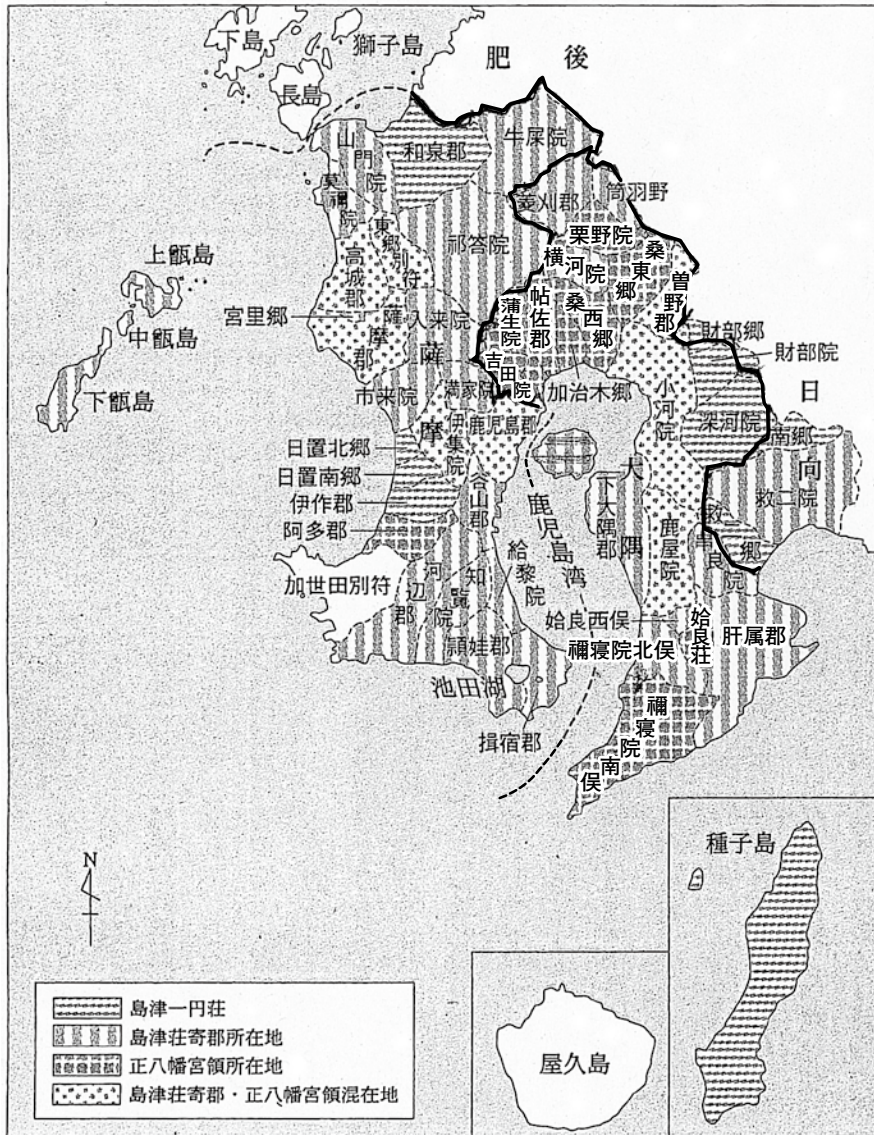
図表① 薩摩・大隅国の古代郡郷図



郡名	郷名	郡名	郷名
出水郡	山内, 勢度, 借家, 大家, 国形	類(類)娃郡	開聞, 類(類)娃
菱刈郡	羽野, 亡野, 大水, 菱刈	揖宿郡	揖宿
高城郡	合志, 飽多, 鬱木, 宇土, 新多, 託万	桑原郡	大原, 大分, 豊国, 答西, 稻積, 広田(西), 桑善, 仲川(中津川)
薩摩郡	避石, 幡利, 日置	嘯啞(贈於)郡	葛例, 志摩, 阿気, 方後, 人野
日置郡	富多, 納薩, 合良	始羅郡	野裏, 申伎(占), 鹿屋, 岐刀
伊作(祚)郡	利納	肝属郡	桑原, 鷹屋, 川上, 鷹(鷹)麻
鹿兒(甕)島郡	都万, 在次, 安薩	大隅郡	人野, 大隅, 謂列, 始蔭, 禰
阿多郡	鷹屋, 田永(水), 葛例, 阿多		覆, 大阿, 岐(支)刀
谿山郡	谷上(山), 久佐	甌島郡	(管管), 甌島
河辺郡	川上, 稻積	熊毛郡	熊(能)毛, 幸毛, 阿枚
給黎郡	給黎	馭漁(謨)郡	謨賢, 信有

原口泉他『(県史46) 鹿兒島県の歴史』(山川出版社, 平成12年), 86頁。

図表② 薩摩・大隅国の中世郡郷院荘図



原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』, 87頁を一部修正。

桑西郷所領田畠者, 在坪付抄帳,

右件田畠等, 任先祖所領各所相傳之狀, 宛給如件, 但可蒙國判, 仍注事狀, 以解,

(裏書)

治曆五年正月廿九日

「在判」法名佛子寂念

俗名散位藤原頼光在判

史料①から治暦元年（一〇六九）までには、桑東郷・桑西郷・小川院・吉田院・禰寝院等大隅国内に律令制度にない郷・院等が形成されていたことが確認されている⁽⁸⁾。この事実から、大隅国内においては治暦五年（一〇六九）までには郡郷制が改編されて、禰寝院が成立していることが判明する。院は、収納物を納める正倉群（院）の所在に基づいて旧来の郡郷を再編成したものである⁽⁹⁾。

大隅国の場合、一一世紀後期の治暦五年（一〇六九）までには郡郷制が改編されていたと考えられる。そして一一世紀半ば頃までに、肝属郡及び大隅郡が改編されて禰寝院が成立したと考えられる。

本節では、禰寝院の形成過程について分析した。その結果禰寝院は、一一世紀半ば頃の大隅国内における郡郷制の改編における肝属郡及び大隅郡改編の際に形成された事を確認した。

第二節 禰寝院の分裂と禰寝院南俣の大隅国正八幡宮社領化。

本節では、禰寝院の南北への分立と禰寝院南俣の大隅国正八幡宮社領化の過程について考察していく。

前掲史料①では、禰寝院の中の大禰寝・濱田・大始良の北部三箇村が藤原頼光の子頼経に、田代・志天利・佐多の南部三箇村が頼経の嫡子と考えられる大隅国権大掾頼貞に譲られている。頼光の嫡子と考えられる頼貞が大隅国衙の権大掾である事から、藤原氏は在庁官人であると考えられる。しかし史料①からは、禰寝院が大宰府領である痕跡は窺えない。禰寝院南部の田代・志天利・佐多三箇村が大宰府領化した時期は、一一世紀中頃から一二世紀前期の間であると考えられる。

本讓状写に記載されている大禰寝・濱田・大始良の三箇村は禰寝院の北部、田代・志天利・佐多の三箇村は禰寝院南部に位置している。禰寝院北部と南部とが別々に譲られている事が、後に禰寝院が南北に分離することを示していると考えられる。

一二世紀前期になると禰寝院に関する史料が残っている。一二世紀前期の保安二年（一一二一）正月一〇日付大隅国権大掾建部親助解状写を史料②として掲げる⁽¹⁰⁾。

史料②

（外題）

（中原師光）

「如申状者、行道之所企尤謀反之至也、可停止其妨之、（花押）」

権大掾建部親助解 申請 國裁事

言上薩摩國住人平行道、依為妹夫、衿寝院南俣令讓渡由無實子細状、

右、謹檢案内、（1）件南俣先祖相傳之所領也、而父頼親宿禰、以去天永三年四月十八日死去之後、親助為嫡男、請繼令領掌之間、（2）彼頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其責之日、無術計、相副本公驗於新券、沽渡於伯父掾頼清畢、以何證文彼行道可沙汰之由、可讓沙汰哉、尤大無実也、若任愚意、行道可沙汰之由令申者、以去年十二月、於國衙并正宮政所祭文由□、可令進上哉者、任実正言上如件、以解、

保安二年正月十日

権大掾建部親助

史料②の傍線部(1)・(2)から当該期の建部氏の置かれた状態が判明する。傍線部(1)より建部親助の父頼親は禰寝院南俣を先祖以来相伝していた事、傍線部(2)より父頼親の時期に、官物の納入が滞り、未進年貢が負債となっていたことが分かる。

当該期建部氏が領有していた禰寝院南俣については、「先祖相傳之私領」と記載されている。建部氏は禰寝院南俣を「私領」としている事から、禰寝院南俣は建部氏の祖先が開発した可能性があると考えられる。

建部頼親の時期に滞った「年々官物旁負物」について考察するために、同年(保安二年)六月一日付大隅国正八幡宮政所下文写⁽¹¹⁾を史料③として掲げる。

史料③

正宮政所下 留守神人等所

可令致早事实者差遣神人等於沙汰禰寝院南俣村事

(1)右件村、貫主親助宿禰先祖相傳私領也、(2)而府御領物并旁負物等、親助其弁無為方之間、適先祖所領也、非可沾與於他人之由申、伯父御馬所檢校頼清所沾渡也、隨任彼渡文旨、無他妨可領掌頼清之由、府國與判明白也、仍年来令領掌之處、親助妹夫薩摩國住人平行道擬成妨之由、有其聞者、事实者、早差遣神人等、可令致沙汰之由、所仰如件、故下、

保安二年六月十一日

祝部 漆 嶋

執印大法師(花押)

権政所檢校息長(花押)

宮主法師(花押)

史料③傍線部(2)の記述から、建部頼親期以降建部氏が滞納していた年貢は「府御領物并旁負物等」である事が判明する。府御領物が納められている事から、禰寝院は大宰府領である事が確認される。即ち一二世紀前期の時点で、禰寝院南俣は大宰府領なのである⁽¹²⁾。

史料①の治暦五年(一〇六九)の時点では、禰寝院田代・志天利・佐多三村が大宰府領であった形跡は窺えない。故に禰寝院南部(禰寝院南俣)が大宰府領となった時期は、史料①から史料③の間、即ち一一世紀後期から一二世紀初頭の間であると考えられる。

史料①によれば、禰寝院北部の大禰寝・濱田・大始良三村は頼經に、禰寝院南部の田代・志天利・佐多三村は頼貞に譲与されている。禰寝院北部は頼經の子孫が継承し、島津荘寄郡禰寝院北俣となった⁽¹³⁾。禰寝院南部は、頼貞から頼貞の娘、頼貞の娘の子である建部頼親へと相伝されていたと考えられる⁽¹⁴⁾。

禰寝院南部を領有した建部氏は、大宰府府官の系譜を引くと考えられる。大宰府政所官人の中に建部氏の存在が指摘されている⁽¹⁵⁾。禰寝院南部を領有した建部氏は、大宰府府官の系譜を引

き⁽¹⁶⁾、大隅国衙の在庁官人であった藤原氏との姻戚関係により禰寝院南部の領有権⁽¹⁷⁾と大隅国衙権大掾職を相伝したと考えられる。

建部氏が大隅国衙の在庁官人である藤原氏と姻戚関係を結び禰寝院南部を領有した時期について検討したい。史料①から窺えるように、藤原頼光が禰寝院南部を頼貞に譲与した時期が治暦五年（一〇六九）である。頼貞の娘と婚姻したと考えられる建部頼親が死去した時期は、史料②に記載されているように天永三年（一一一二）である。以上の事から、禰寝院南部が大宰府府領化した時期は、一一世紀後期であると考えられる。

一一世紀後期に禰寝院南部が大宰府領化した理由を検討していく。建部氏が大宰府府官であった事を踏まえると、禰寝院南部が大宰府府領化した過程も理解しやすい。しかし建部氏の禰寝院南部領有は、建部氏のみ在意図であったのだろうか。一一世紀後期、大隅国正八幡宮は大隅国内のみではなく西隣の薩摩国内の荒田荘を社領化した⁽¹⁸⁾。荒田荘域は、薩摩国から大隅国へ船で向かう際の重要港である事が指摘されている⁽¹⁹⁾。大宰府は、大隅国正八幡宮が西隣の薩摩国内に交通上の要衝を獲得した事を座視できずに、大隅国正八幡宮に対する統制を強化し、その結果神輿射撃に及ぶ大宰府と大隅国正八幡宮との対立事件に至ったと考えられる⁽²⁰⁾。故に大隅半島先端部を大宰府府官の系譜を引く建部氏が領有した事は、九州南部の掌握を目指した大宰府の政策によると考えられる。禰寝院南部には、中世前期に港があった事が史料上確認されている⁽²¹⁾。ここで中世前期における南九州の港について典拠と位置を示した図表を、図表③として掲げる。

図表③に拠れば禰寝院南部にも中世前期に港が存在している事が分かる。南九州地域は、対中国貿易の拠点⁽²²⁾であるとともに南島との交易の重要性も指摘されている⁽²³⁾。薩摩・大隅国内における大宰府領（阿多郡・満家院・市来院・河辺郡・加治木郷・禰寝院南俣等⁽²⁴⁾）と図表③を比較すると、大宰府は交易・貿易拠点に府領を設定している事が窺える。

以上の事から建部氏の禰寝院南部領有は、九州南部の掌握を意図した大宰府の政策である可能性が強いと考えられる。

大宰府の後押しを受けて禰寝院南部を領有した建部氏は、禰寝院北部を領有した藤原氏と競合関係にあったと考えられる。大宰府府官の系譜を引きながらも、建部氏は藤原氏との姻戚関係から大隅国衙の権大掾職を相伝した。建部氏は、次第に大宰府との関係よりも大隅国衙との関係が密接になったと考えられる。これに対して大隅国衙の権大掾職を建部氏に相伝された藤原氏の一族は、建部氏に対抗する意味で、禰寝院北部を島津荘に寄進した⁽²⁵⁾。禰寝院北部が島津荘に寄進された時期は、荘園を撰閥家の中心的な経済基盤に位置づけた藤原忠実が藤原撰閥家の当主となった一二世紀初頭であると考えられる⁽²⁶⁾。

禰寝院北部が一二世紀初頭島津荘の寄郡化した時、禰寝院南部を領有していた建部頼親は、領主経営が行き詰まっていた。大宰府や大隅国衙に納めるべき年貢も滞納しがちであった。建部氏は、姻族藤原氏から禰寝院を相伝したとはいえ、藤原氏とは異姓の領主である建部氏に対して禰寝院南部の人々が反発していた可能性もある。また建部氏は、禰寝院南部においては新参の領主

表1 中世前期南九州の港(一次史料に港であった徴証がある場所)

番号	港名	現在地	中世の所在地	立地	典拠
1	(和泉郡)	出水市付近	薩・和泉郡	米ノ津川河口か	天承2. 7. 21僧経覚解
2	(市来)	いちき串木野市	薩・市来院	八房川河口か	正和3. 11. 27鎮西下知状
3	帆湊	日置市	薩・日置北郷	大川河口	元亨4. 8. 21薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状* ¹
4	入来名湊	日置市	薩・伊作荘	伊作川河口	元亨4. 8. 21薩摩国伊作荘并日置北郷領家地頭和与状* ¹
5	(万之瀬川河口)	南さつま市	加世田別府・阿多郡	万之瀬川河口	宝治1. 10. 25関東下知状
6	坊津	南さつま市	薩・河辺郡, 加世田別府	湾	嘉元4. 4. 14千竈時家議状
7	(山川)	指宿市	薩・揖宿院	湾	文暦2. 8. 28関東下知状* ²
8	(根占)	南大隅町	大・彌寝院南俣	雄川河口	嘉元3. 12. 3大隅守護北条時直書下
9	(岸良)	肝付町	大・肝属郡	久保田川河口	文保1. 5. 22大隅守護北条時直書下
10	志布志津	志布志市	日・教二院	前川河口	正和5. 11. 3沙弥蓮正打渡状

「中世の所在地」欄の薩は薩摩国, 大は大隅国, 日は日向国。

「典拠」欄の*1は「島津家文書」1-550, *2は「中世揖宿郡・指宿氏関係史料」15(『指宿市誌』)。他は本文参照。



地図2 中世前期南九州の港

柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448, 平成11年)を一部修正。

であるために、禰寝院南部における農業以外の産業生産力を掌握していなかった可能性もあると思う。

史料②に記載されているように、天永三年（一一一二）四月一八日建部頼親が死去すると、頼親の子親助が禰寝院南部を継承した。建部親助は、父頼親の時期の大宰府・大隅国衙に対する年貢弁済に苦しんだ。親助は、禰寝院北部が島津荘寄郡化したのに対して、自己の所領である禰寝院南部を大隅国一宮である大隅国正八幡宮に寄進した⁽²⁷⁾。親助の禰寝院南部の大隅国正八幡宮への寄進は、大隅国衙とも密接な関係を有す大隅国正八幡宮⁽²⁸⁾に結びつく事により、大宰府・大隅国衙への弁済年貢量を少しでも軽減するとともに、建部氏の禰寝院南部の支配を大隅国正八幡宮の宗教的権威を利用して安定化させる事を意図していたと考えられる。

建部氏は禰寝院南部を大隅国正八幡宮に寄進した時に、大隅国正八幡宮の神官となっている。建部親助から禰寝院を買得した親助の伯父頼清は御馬所検校となっている⁽²⁹⁾。建部氏は大宰府・大隅国衙に対する年貢滞納の中で、禰寝院南部の支配を維持・強化するために、大隅国正八幡宮との結びつきを強めたと考えられる。建部氏が大隅国正八幡宮の神官になっているのは、一二世紀前期のみである。建部氏は、大隅国正八幡宮と結びつきを強める事により禰寝院南俣に対する支配を維持・強化しようとしたと考えられる。

建部親助の禰寝院南部の寄進に対して大隅国正八幡宮は、積極的に対応したと考えられる。前述のように、禰寝院南部には交易可能な港が存在していた。大隅国正八幡宮は、交易収入獲得に強い関心を有していたと考えられる。中国や南島との交易利潤獲得を見据えて、大隅国正八幡宮は禰寝院南部を社領にしたと考えられる。

一二世紀前期大宰府・大隅国衙等に年貢を滞納した禰寝院南部の領主建部親助は、滞納年貢を弁済できず、所領を手放さざるをえなくなった。しかし建部親助は、禰寝院南部の領有権を、他氏ではなく伯父頼清に売却した⁽³⁰⁾。何故建部頼清が甥親助から禰寝院南部を買得する事ができたのか詳かではないが、頼清は大隅国衙と関係深い大隅国正八幡宮の御馬所検校である事から、大隅国衙・大隅国正八幡宮等の支援を得たからではないかと考えられる。こうして建部氏は、一族内部での領有者は変わったが、禰寝院南部の支配権は保持する事に成功した。

以上の事から一二世紀前期禰寝院北部は、島津荘寄郡化した。これに対して禰寝院南部は、大隅国衙と関係深い大隅国一宮大隅国正八幡宮の社領化した。こうして禰寝院は北部と南部とで領有関係が大きく異なる状態となった。故に一二世紀前期以降禰寝院は南北に分裂し、禰寝院北俣と南俣が成立したと考えられる。

本節では、禰寝院が大隅国正八幡宮に寄進される経緯について分析した。その結果禰寝院は、当初大隅国衙の在庁官人藤原氏により領有されていたが、一一世紀後期姻戚関係により禰寝院南部の領有者は藤原氏から建部氏に交替した事、建部氏は大宰府・大隅国衙に弁済すべき税を滞納し、領主経営も不安定であった事、建部氏は禰寝院南部を保持するために同所を大隅国一宮大隅国正八幡宮に寄進した事、大隅国正八幡宮も交易利潤獲得を意図して禰寝院南部を社領化した

事、禰寝院南部が大隅国正八幡宮の社領となった結果建部氏内部で禰寝院南部の領有者は変わったが、禰寝院南部の領有権を建部氏一族内部で保持することに成功した事等を解明した。

本章では、禰寝院の形成と大隅国正八幡宮の社領化について考察した。その結果禰寝院は、一一世紀半ば頃大隅国内部における郡郷制改編により、肝属郡及び大隅郡の改編で形成された事、禰寝院南部領主建部氏は所領を安定して支配するために、所領を大隅国正八幡宮に寄進した事、大隅国正八幡宮は交易利潤獲得を意図して、禰寝院南部を社領化した事、建部氏は禰寝院南部を大隅国正八幡宮に寄進の結果禰寝院南部の領有権を建部氏一族内部で保持することに成功した事等を解明した。

第二章 大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配体制。

本章では、大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配のあり方について考察していきたいと思う。まず大隅国建久岡田帳⁽³¹⁾の禰寝(院)南侯項を史料④として掲げる。

史料④

禰寝南侯四十丁、

正宮領、 本家八幡、 地頭掃部頭、

郡本三十丁^{丁別廿疋}、 元建部清重所知、

賜大将殿御下文菱刈六郎重俊知行之、 但去文治五年以後、 号府別府、 以多丁弁四百疋之外、 不弁社家年貢、 不随国務、 任自由、 知行之、

佐汰十丁^{丁別廿疋}、

賜大将殿御下文建部高清知行之、

史料④から鎌倉初期禰寝南侯全体が正宮(大隅国正八幡宮)領である事が分かる。郡本三〇丁(町)・佐汰(佐多)一〇丁(町)は何れも大隅国正八幡宮領である。しかし何れも「丁別廿疋」という記載があり、大隅国衙に対して年貢を納めている事が判明する。故に禰寝南侯は大隅国正八幡宮一円領ではなく、大隅国正八幡宮半不輸領である事が分かる。

史料④から禰寝南侯に地頭(掃部頭、中原親能)が置かれている。中原親能は、源頼朝側近の貴族である⁽³²⁾。地頭が置かれている事から、平安末期～鎌倉初期にかけての大隅国正八幡宮は、結果的に平氏に与同したと考えられる。禰寝院南侯の中で郡本三十町は建部清重から没収され、菱刈六郎重俊が大将殿(源頼朝)から下文を賜り知行している事が分かる。しかし文治五年(一一八九)以後菱刈重俊は、禰寝院南侯は大宰府の府別府であると称して、二〇町以上の田が存在するにも関わらず禰寝院南侯の田地二〇町分の四〇〇疋のみの年貢しか大宰府に納めず、それ以外の大宰府・大隅国衙・大隅国正八幡宮に納めるべき年貢を納めないため、大きな相論になっている。これに対して佐汰(佐多)一〇町は建部高が大将殿(源頼朝)の下文を貰い知行して

いて、定められている年貢は各領主に納めている事が分かる。

史料④から、禰寝院南俣は大隅国衙や大隅国正八幡宮・大宰府の支配下に置かれている事が分かる。そこで関連史料から、大隅国正八幡宮の禰寝院南俣支配の実態について見ていきたい。

史料②の傍線部(2)に「年々官物旁負物」、史料③の傍線部(2)に「府御領物并負物」と記載されていて、禰寝院南俣から納められる所当(官物)部分は大宰府や大隅国衙に納められていると考えられる。ここで大隅国正八幡宮半不輸領の取取状態について記載されている年未詳大隅国正八幡宮所領目録断簡の一部を史料⑤として掲げる⁽³³⁾。

史料⑤

始良大般若御庄^{田數五十余町}，
 鹿屋恒見名田^{六丁余}，
 所當官物弁済国庫，
 桑西郷御服所^{田數六丁}，
 同西郷宮吉名田^{八丁許}，
 所當官物弁済国庫，
 苧桑等宮御領，
 帖佐西郷^{田數百五十丁許}，
 所當官物弁済国庫，
 苧桑島地子宮御領，
 蒲生院^{田數五十丁許}，
 所當官物弁済国庫，
 苧桑島地子宮御領，
 (以下略)

史料⑤によれば大隅国正八幡宮半不輸領の取取状態が記載されている。これを見ると大隅国正八幡宮半不輸領に於いては「所當官物弁済国庫，苧桑島地子宮御領」と記載されていて、所當官物は、大隅国衙や大宰府に、雑公事として苧桑島地子を大隅国正八幡宮に納めている事が記載されている。史料⑦には、禰寝院南俣については記載が無い。しかし大隅国建久図田帳に記載されている大隅国正八幡宮半不輸領には、「国方所當弁田」と記載されている⁽³⁴⁾。恐らく禰寝院南俣の場合、所當を大宰府・大隅国衙に納めて、雑公事が大隅国正八幡宮の取分になると考えられる。

禰寝院南俣から大隅国正八幡宮への年貢取取に関わる機関は、史料③に記載されている大隅国正八幡宮政所であると考えられる。また史料③から窺えるように、禰寝院南俣の年貢取取が危うくなると大隅国正八幡宮政所は、神人達を派遣し、支配秩序の回復と徴税を行わせたと考えられる。大隅国正八幡宮の禰寝院南俣支配で注目される事は寺田・小神田である。禰寝院南俣における

寺田・小神田については時期が降るが、永享三年（一四三一）三月 日付大隅国留守所下文写⁽³⁵⁾に記載されている。この永享三年（一四三一）三月 日付大隅国留守所下文写の禰寝院南侯項を史料⑥として掲げる。

史料⑥

称寝南侯

寺田 石殿寺五段十疋,

小神田得富

歳宮三段四疋 開闢五段 部世河一段二疋,

御霊宮三段六疋 志加天五反十疋,

部墓神田一段二疋,

武安

歳宮二反四疋 戸柱神田二反四疋, 若宮一反二疋,

松澤御崎神田一丁三反廿六疋 直世神田一丁廿疋 元行稲牟禮一反二疋,

安行

天留御子一反二疋 歳宮一段二疋 智口神田二反四疋 若宮神田一反二疋,

史料⑥は、中世後期のものである。しかし史料⑥に記載されている神社で中世前期に確認できるものが幾つか散見される。志加天（鹿父）・若宮・御霊宮は延慶二年（一三〇九）一〇月二二日付鎮西下知状写⁽³⁶⁾に記載されている。また寺田・御霊宮田・鹿父（田）は徳治三年（一三〇八）十一月 日付禰寝南侯水田名寄帳写⁽³⁷⁾に記載されている。史料⑥に見える寺田や小神田の成立時期は、中世前期に遡る可能性が強いと考えられる。

寺田・小神田は大隅国内に広く設定され、大隅国正八幡宮の一円領となっている⁽³⁸⁾。この寺田・小神田は大隅国正八幡宮の神宮寺・末社だけではなく、大隅国内の寺社の所領である。寺田・小神田が大隅国正八幡宮の一円領化している事は、大隅国内の寺社と大隅国正八幡宮とが擬制的な本末関係を結ぶ事を意味し、大隅国内の寺社を大隅国一宮大隅国正八幡宮が支配下に入れる事を示している。寺田・小神田が形成された時期は、一二世紀初期であると考えられる。当該期大隅国内に島津荘が拡大したので、島津荘拡大を抑制する目的で寺田・小神田が設定されたと考えられる⁽³⁹⁾。禰寝院南侯の場合も、大隅国正八幡宮の宗教的支配を及ぼすために寺田・小神田が置かれたと考えられる。

本章では、大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配のあり方について考察した。その結果、禰寝院南侯は大隅国正八幡宮半不輪領であり、正八幡宮政所の支配下にあり、支配秩序の維持・回復は政所が派遣する神人達により執行される事、大隅国正八幡宮は禰寝院南侯に寺田・小神田を設定し、政治的・経済的支配だけではなく宗教的支配も行っていた事を明らかにした。

本稿では、第一章で禰寝院の成立と大隅国正八幡宮領化の過程、第二章で大隅国正八幡宮の禰寝院南侯支配のあり方について考察した。しかし一二世紀前期に展開した禰寝院南侯領有を巡る建部氏と姻族平氏との所領争いの意義や平安末期～鎌倉前期に及ぶ建部氏と藤原氏との禰寝院南侯を巡る所領争いの意味等論じ残した点も多い。これらの課題については、今後検討していきたい。

- (1) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、平成一二年）、大隅国項。
 - (2) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」（『日本歴史』一四二、昭和三五年）。
 - (3) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」、『日本歴史地名大系（四七）鹿児島県の地名』（平凡社、平成一〇年）、肝属郡根占町禰寝院南侯項。
 - (4) 禰寝院南侯に対する大宰府・大隅国衛・大隅国正八幡宮の支配については正木喜三郎「府領形成の一考察」（『西日本史学』一八、昭和四一年、平成三年同『大宰府領の研究』文献出版に再録）、建部氏が大隅国一宮大隅国正八幡宮の神官を兼帯していることについては、水上一久「中世讓状に現れたる所従について－大隅国禰寝氏の場合－」（『史学雑誌』六四－七、昭和三〇年、昭和四四年に同『中世の荘園と社会』吉川弘文館、に再録）、馬越脇千津子「中世における辺境土豪の動向－大隅国禰寝氏について－」（『史窓』一九、昭和三五年）、鈴木勝也「中世在地領主制の構造と展開－大隅国禰寝氏を中心に－」（『皇學館論叢』一六－五、昭和五八年）等にも言及はある。
- しかし大隅国正八幡宮と建部（禰寝）氏との関係や大隅国正八幡宮の禰寝院支配の実態について言及している論稿は管見の限りではあまり存在しない。本稿では大隅国正八幡宮と建部氏との関係及び平安後期～鎌倉期における大隅国正八幡宮の禰寝院支配について考察していきたい。
- (5) 『日本歴史地名大系（四七）鹿児島県の地名』、大隅国肝属郡項及び大隅国大隅郡項。
 - (6) 小川弘和氏は「撰関家領島津荘と〈辺境〉支配」（『熊本学園大学論集総合科学』一三－二、平成一九年）の中で南九州における院の形成時期を一一世紀前期まで遡及させて考えている。しかし私は、南九州における院の形成時期を一一世紀前期まで遡及させることについては、猶慎重でありたいと思う。
 - (7) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ（一）』（鹿児島県、昭和六三年）、禰寝文書、史料番号六三七号。以下禰－六三七と略記する。
 - (8) 森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』（文献出版、昭和五九年）、第一章中世的郡郷制の成立。
 - (9) 坂本賞三『（塙選書九二）荘園制成立と王朝国家』（塙書房、昭和六〇年）、第三章後期王朝国家と荘園、第一節後期王朝国家体制、（2）郡郷制の改編。
 - (10) 禰－六三八。
 - (11) 禰－六三九。
 - (12) 正木喜三郎「府領形成の一考察」、同「府領考」（竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房、昭和四三年、平成三年同『大宰府領の研究』に再録）。
 - (13) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
 - (14) 拙稿「国内領主と一宮制との関係－建部氏と大隅国衛・正八幡宮との関係－」（『鹿児島大学社会科学教育学会研究年報』一、平成七年）、同「治暦五年正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集（三）』鹿児島県、平成一三年、付録『舊記雑録月報』二二）。
 - (15) 鈴木勝也「中世在地領主制の構造と展開－大隅国禰寝氏を中心に－」、正木喜三郎「大宰府領形成の歴史的背景－大宰府の変質と荘園公領制」（『東海大学紀要文学部』五二、平成二年、平成三年同『大宰府領の研究』に再録）。
 - (16) 鈴木勝也「中世在地領主制の構造と展開－大隅国禰寝氏を中心に－」。
 - (17) 拙稿「国内領主と一宮制との関係－建部氏と大隅国衛・正八幡宮との関係－」、同「治暦五年正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」。
 - (18) 拙稿「大隅国における建久岡田帳体制の成立過程」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文社会科学編』六〇、

- 平成二一年)。
- (19) 森本正憲「中世初期地域政治史論(Ⅲ)」(『大分工業高等専門学校研究報告』三〇, 平成六年, 平成一五年同『中世成立史の基礎的研究－九州の視座から－』文献出版に再録)。
 - (20) この大宰府と大隅国正八幡宮との対立については, 拙稿「諸国一宮制の成立と展開－大隅国正八幡宮の場合－」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館, 平成二年)を参照。
 - (21) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』四四八, 平成一一年)。
 - (22) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」。
 - (23) 小川弘和「撰閤家領島津荘と〈辺境〉支配」。
 - (24) 正木喜三郎「府領考」。
 - (25) 禰寝院北部は島津荘寄郡である事は建久図田帳から確認できる。五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」を参照。
 - (26) 元木泰雄『(人物叢書)藤原忠実』(吉川弘文館, 平成一二年), 第三苦難の出発, 第四白河院政の確立, 第五撰閤家再興の努力。小川弘和「撰閤家領島津荘と〈辺境〉支配」, 拙稿「大隅国における建久図田帳体制の成立過程」。
 - (27) 拙稿「国内領主と一宮制との関係－建部氏と大隅国衙・正八幡宮との関係－」。
 - (28) 拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」(『年報中世史研究』三一, 平成一八年)。
 - (29) 欄－六三九。
 - (30) 欄－六三九。
 - (31) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
 - (32) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
 - (33) 『石清水八幡宮史 史料第六輯』(續群書類従完成會, 平成七年), 二〇四頁～二〇七頁。猶この史料は, 香川大学教育学部教授田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
 - (34) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
 - (35) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ(六)』(鹿児島県, 平成八年), 調所氏家譜, 史料番号六六号。
 - (36) 欄－三七, 猶この史料は, 田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
 - (37) 欄－三八四。
 - (38) 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」。
 - (39) 拙稿「中世前期における一宮支配体制」(『古文書研究』三七, 平成五年), 猶寺田・小神田については田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。